

新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第1号

新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程（昭和59年新潟市教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画財政局」を削り、「IT推進課長」を「ICT政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。